

八重瀬町こころの相談窓口（沖縄県八重瀬町）

【概要】

八重瀬町役場社会福祉課が事業の実施主体であるが、役場内で相談することに抵抗を感じる町民もいるため、町民が相談しやすく、支援の繋ぎやすさから八重瀬町社会福祉協議会内（以下、社協）の相談室で専門職（精神保健福祉士）が相談を行っている。相談内容に応じて、社協の支援や保健師や社会福祉士に繋ぐなど継続的な支援を行う。

【大綱の分類】

- 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する。
- 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる。

【政策パッケージ分類】

- 基本 3-4 住民への啓発と周知
- 基本 4-4 生きることの促進要因への支援

【事業実施年度】 2020 年度事例

【事業予算】 341,000 円

【利点】

- ▼役場以外の場所で相談ができる。
- ▼相談場所が社協のため、必要に応じて社協で行われている生活福祉資金貸付制度の相談や無料弁護士相談の紹介を行うことができる。
- ▼相談内容や継続支援が必要と考えられるときは保健師や社会福祉士に繋ぎ継続的な支援ができる。

【実施に至るまで】**相談窓口を実施するに至った背景**

- ①全国の自殺者が増加していく状況の中で、本町においても何かしらの対策の必要性を感じた。
- ②精神保健福祉関係の手続きをしている中で、町民の悩みなどをゆっくり聞く環境が必要。
- ③相談したいが役場内では相談しにくいと感じる町民もいる。

計画を立てる上での工夫

- ①町民が相談しやすい場所の選定。
- ②町が実施している事業に関連付けた実施方法。
- ③心の健康だけでなく、心の健康を脅かすであろう相談内容（例・失業、経済問題など）も対応。

事業の具体的な内容**▼町民が相談しやすい場所の設定**

- ・役場が相談場所ではなく、社協内の相談室を利用して相談を受ける。

▼誰でも相談しやすい環境

- ・心の悩みだけでなく、生活費や借金トラブル、就職、失業に関する事など、心の健康を脅かすであろうと考えられること等幅広く相談を受け付けている。
- ・事業の周知のため町の広報誌に事業の案内を掲載する。
- ・開催日を週1回にしているが、基本的には予約不要にし、相談者の年齢なども限定はなく、誰でも相談しやすいようにしている。

▼繋ぎの必要性

- ・相談内容に応じて社協で行われている事業に案内したり、継続的な支援が必要である場合は、保健師や社会福祉士を紹介をし、切れ目のない支援を行えるようにする。

【成 果】

- ▼相談内容を限定しないことで、心の相談のみでなく、心の健康を脅かすであろう離婚、借金、家族問題など様々な相談がある。
- ▼相談内容の必要に応じて、社会福祉協議会や地域包括支援センター、社会福祉課保健師などに繋がった。
- ▼相談の対象者を限定しないことで町民だけでなく支援者が支援を受けている方についての相談を受ける事もあり、対象者が窓口の案内に繋がるケースもある。

参考

○八重瀬町こころの相談窓口相談者数

男	女	不明	総数 (人)
16	11	3	30

○相談方法（来所 電話）

来所	電話	合計
19	12	31

○相談内容

老人精神 保健	社会復帰	アルコール 関連	ギャンブル 関連	思春期	心の健康 づくり	その他
4	1	1	1	2	7	19

*その他は、相談後の経過報告や福祉サービスの利用、経済的な相談などが含まれる。

*1件の相談件数に対して複数の相談内容があるため、相談人数と相談内容の件数は一致しない。

【補 足】

- ▼特になし

【課 題】

- ▼新規相談者の減少
- ▼繰り返し利用される相談者への今後の対応方法

【事業種別】	対面相談事業
【準備期間】	不明
【人 数】	4人（相談員含む）
【人口規模】	約31,000人
【財政規模】	¥14,020,000,000（2020年度一般会計当初予算）
【自治体負担率】	50%（自殺対策強化交付金）
【事業対象】	町民
【支援対象】	町民
【委託の有無】	無し
【実施主体・問合せ先】	八重瀬町役場民生部社会福祉課 TEL：098（998）9598 Mail：hukusi@town.yaese.lg.jp

【参考資料・文献】

- ▼特になし